

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2018-68382(P2018-68382A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2016-208164(P2016-208164)

【国際特許分類】

A 6 1 F	13/511	(2006.01)
A 6 1 F	13/532	(2006.01)
A 6 1 F	13/512	(2006.01)
A 6 1 F	13/49	(2006.01)
A 6 1 F	13/494	(2006.01)

【F I】

A 6 1 F	13/511	1 0 0
A 6 1 F	13/532	2 0 0
A 6 1 F	13/512	
A 6 1 F	13/49	1 0 0
A 6 1 F	13/494	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月14日(2018.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前胴回り域、後胴回り域、及び前記前胴回り域と前記後胴回り域との間に位置する股下域と、

前記前胴回り域から前記後胴回り域に向かう前後方向及び前記前後方向と直交する幅方向と、

前記股下域を跨ぎ、前記前胴回り域及び前記後胴回り域の少なくともいずれか一方に延びる吸収体と、

前記吸収体よりも肌対向面側に位置し、着用者に接するトップシートと、を備え、

前記トップシートは、前記肌対向面側に突出するシート凸部間に設けられる開口を有する、吸収性物品であって、

前記トップシートは、少なくとも前記後胴回り域に配置される第1領域と、少なくとも前記股下域に配置される第2領域と、を有し、

前記第1領域の前記シート凸部の形状と前記第2領域の前記シート凸部の形状は、異なり、

前記開口は、少なくとも前記第1領域に設けられている、吸収性物品。

【請求項2】

前記吸収性物品の前記幅方向の中心よりも前記幅方向の両外側に配置される一対の立体ギヤザーを備え、

前記各立体ギヤザーは、弾性部材によって前記前後方向に収縮する収縮領域を有し、

前記第1領域の曲げ剛性は、前記第2領域の曲げ剛性よりも高く、

前記第1領域は、前記前後方向において前記収縮領域の後端縁を跨いで配置されている

、請求項1に記載の吸収性物品。

【請求項3】

前記吸収体は、前記幅方向に沿い、かつ前記吸収性物品の折り曲げを誘導する折曲誘導部を有しており、

前記折曲誘導部は、前記前後方向において前記収縮領域が配置されている範囲において、前記第1領域よりも前側に設けられている、請求項2に記載の吸収性物品。

【請求項4】

前記第1領域の前記シート凸部の高さは、前記第2領域の前記シート凸部の高さよりも高い、請求項1から請求項3のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項5】

前記第1領域の前記シート凸部のピッチは、前記第2領域の前記シート凸部のピッチよりも長い、請求項1から請求項4のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項6】

前記開口の縁には、前記トップシートを構成する纖維が溶着した溶着部が形成されている、請求項1から請求項5のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項7】

前記吸収体は、肌対向面側に突出する吸収凸部及び前記吸収凸部の間に設けられる吸収凹部を有し、

前記第1領域の前記開口は、前記吸収凸部と重なる領域に配置されている、請求項1から請求項6のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項8】

前記吸収体は、肌対向面側に突出する吸収凸部及び前記吸収凸部の間に設けられる吸収凹部を有し、

前記第1領域の前記開口は、前記吸収凹部と重なる領域に配置されている、請求項1から請求項6のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項9】

前記シート凸部は、前記肌対向面側に延びる凸壁部を有し、

前記第1領域の前記凸壁部の立ち上がり角度は、前記第2領域の前記凸壁部の立ち上がり角度よりも大きい、請求項1から請求項8のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項10】

前記トップシートは、纖維を有しており、

前記シート凸部と前記吸収体との間には、空間が形成されており、

前記凸壁部における纖維は、前記前後方向及び前記幅方向に沿って配向された纖維よりも、前記トップシートの厚み方向に沿って配向された纖維を多く有する、請求項9に記載の吸収性物品。

【請求項11】

前記第1領域の前記シート凸部間には、前記前後方向及び前記幅方向に延びる底部と、前記底部よりも前記肌対向面側に突出する中間部が設けられており、

前記中間部の頂部は、前記第1領域の前記シート凸部の頂部よりも非肌対向面側に位置する、請求項1から請求項10のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項12】

前記前胴回り域及び前記後胴回り域において、前記幅方向に沿って延び、前記吸収性物品を着用者の身体に保持する胴回り保持部を有し、

前記第1領域の後端縁は、前記胴回り保持部よりも前側に位置する、請求項1から請求項11のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項13】

前記シート凸部間には、非肌対向面側に延びる溝壁部を有し、

前記開口は、前記溝壁部に設けられている、請求項1から請求項12のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項14】

前記第1領域の前記シート凸部は、千鳥状に配置されている、請求項1から請求項13のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項15】

前記第1領域の前記シート凸部は、前記前後方向に沿っており、

前記第1領域の前記シート凸部間には、前記シート凸部間の前記前後方向に延びる空間を分断する分断部が設けられている、請求項1から請求項14のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項16】

前記シート凸部の高さは、0.3mm以上、10.0mm以下であり、

前記シート凸部のピッチは、0.3mm以上、10.0mm以下である、請求項1から請求項15のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項17】

前記トップシートの外側縁は、前記吸収体の外側縁よりも前記幅方向の内側に位置し、

前記吸収体の外側縁よりも前記幅方向の外側には、前記吸収体よりも前記肌対向面側に位置する補助シートが設けられており、

前記補助シート及び前記トップシートは、不織布によって構成されており、

前記補助シートの纖維間距離は、前記トップシートの纖維間距離よりも長い、請求項1から請求項16のいずれかに記載の吸収性物品。

【請求項18】

前記吸収性物品の前記幅方向の中心よりも前記幅方向の両外側に配置される一対の立体ギヤザーを備え、

前記吸収性物品が伸長した状態において、前記トップシートの外側縁は、前記立体ギヤザーの内側縁よりも前記幅方向の外側に位置する、請求項1から請求項17のいずれかに記載の吸収性物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0084

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0084】

シート凸部51の高さは、0.3mm以上、10.0mm以下であり、より好適には、0.4mm以上、6.0mm以下であり、更に好適には、0.5mm以上、4.5mm以下である。シート凸部51のピッチは、0.3mm以上、10.0mm以下であり、より好適には、0.5mm以上、5.0mm以下であり、更に好適には、1.0mm以上、4.5mm以下である。このように構成されたシート凸部51によれば、シート凸部51が目立ち過ぎることによる見た目の違和感を抑制し、装着補助者が安心感を得やすい。また、シート凸部51を目視にて認識できるため、装着補助者がシート凸部51による吸収性能に対する安心感を得やすい。